

中小企業における事業再生支援のあり方検討会

～中小企業活性化協議会が抱える課題への対応など～

開催趣旨・運営

令和 7 年 1 月
中 小 企 業 庁

1. 本検討会の趣旨

(1) 背景

- 多様な中小企業の事業再生支援をするため、産業競争力強化法に基づき、2003 年に各都道府県に中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）を、2007 年に協議会の助言・指導等をする機関として中小機構基盤整備機構（以下「機構」という。）に中小企業活性化全国本部を設置。
- 約 20 年間に亘り、各協議会及び全国本部は、事業再生等に関する知識と経験を有する専門家を常駐させ、高度な再生支援を手掛けてきた（事業再生フェーズ）が、中小企業を取り巻く経営環境の変化に応じ、収益力改善から再チャレンジ（円滑な廃業）フェーズまで支援領域・メニューを拡大。
- 他方、コロナ禍等を経て事業環境や経営課題は変化し、早期再生の重要性が増すだけでなく、スポンサー案件（他力再生）や再チャレンジ案件も増加する中で、地方における再生支援ノウハウ・態勢のバラツキを解消し、協議会の対応リソースの強化や支援の高度化、国・全国本部・協議会の連携強化を進めていくことが急務。
- 昨今の中⼩企業ガイドラインの制定や早期事業再生法の成立など、民間主導型の再生支援の環境整備が進められ、再生支援の私的整理が広がりを見せつつある状況も鑑みつつ、今後の再生支援における課題と対応について、公的機関として協議会及び全国本部に求められる役割・機能に係る観点を軸に、検討を行うこととする。

(2) 検討内容

中小企業を取り巻く外部環境や事業再生支援における民間金融機関や外部専門家による民間支援の広がり等現状分析をした上で、公的機関である協議会及び全国本部の課題を整理するとともに、求められる機能・役割について検討する。

- ① 現状分析
- ② 課題整理
- ③ 課題に向けた対応

2. 本検討会の運営

- 本検討会に係る事務は、関係部局等の協力を得て、中小企業庁事業環境部金融課及び委託先のボストン・コンサルティング・グループ合同会社が行う。
- 本検討会の構成員は資料 2 のとおりとし、委員の互選により委員長を決定する。